第百三十号を第百三十二号とし、第八十四号から第百二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第八十三号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五　一・三―ビス（二―クロロエチル）―一―ニトロソ尿素（別名カルムスチン）及びその製剤

第八十二号を第八十三号とし、第六十一号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の一号を加える。

六十一　五―〔（四―〔（二・三―ジメチル―二H―インダゾール―六―イル）（メチル）アミノ〕ピリミジン―二―イル〕―二―メチルベンゼンスルホンアミド（別名パゾパニブ）、その塩類及びそれらの製剤

○厚生労働省告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第9の3の(1)の表埼玉県の項中「市三市」を「市四市」に改め、「由里町」を削る。

○厚生労働省告示第五百三十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「雇用保険法附則第五条第一項第一号ロ」の下に「の規定」を加える。

第九号中「、飯山公共職業安定所、大町公共職業安定所及び諏訪公共職業安定所」を削り、第二十九号を第三十二号とし、第二十一号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、第二十号中「、新居浜公共職業安定所」を削り、同号を第二十三号とし、第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一条とし、第十七号を第二十号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　広島県の区域（広島公共職業安定所及び広島東公共職業安定所の管轄区域を除く。）

第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　奈良県の区域

十五　和歌山県の区域

○厚生労働省告示第五百三十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中(936)を(943)とし、(662)から(935)までを(669)から(942)までとし、(661)を(667)とし、その次に次のように加える。

(668)　フェニル酪酸ナトリウム

第八号中(660)を(666)とし、(593)から(659)までを(599)から(665)までとし、(592)を(597)とし、その次に次のように加える。

(598)　パゾパニブ

第八号中(591)を(596)とし、(373)から(590)までを(378)から(595)までとし、(372)を(376)とし、その次に次のように加える。

(377)　スチリペントール

第八号中(371)を(375)とし、(239)から(370)までを(243)から(374)までとし、(238)を(241)とし、その次に次のように加える。

(242)　グリコピロニウム臭化物

第八号中(237)を(240)とし、(214)から(236)までを(217)から(239)までとし、(213)を(215)とし、その次に次のように加える。

(216)　カルムスチン

第八号中(212)を(214)とし、(100)から(211)までを(102)から(213)でとし、(99)を(100)とし、その次に次のように加える。

(101)　イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩

第八号中(98)を(99)とし、(33)から(97)までを(34)から(98)までとし、(32)の次に次のように加える。

(33)　アナグリプチン

○厚生労働省告示第五百三十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1の1中(190)を(191)とし、(5)から(189)までを(6)から(190)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5)　アフリベルセプト（遺伝子組換え）

別表第1の3中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　ウシ膵臓（すい）脈

○厚生労働省告示第五百三十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子